

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 市民課	9月30日	10月12日～ 11月25日	11月9日
市民部 まちづくり推進課	9月30日	10月12日～ 11月25日	11月9日
市民部 環境衛生課	9月30日	10月12日～ 11月25日	11月10日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は環境衛生課に対するもので以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

注意事項

○調定が行われていないもの

霊園管理手数料の督促手数料(@70 円)について、令和 3 年 4 月から 9 月までの期間に計 2,590 円の収入があるが、それらに係る調定が行われていなかった。

令和 3 年度経理担当者マニュアルには、調定の時期は、その収入に対する請求権が生じたときに、その都度直ちに行わなければならないとされているため、調定の起票を適正に行うこと。

○過年度未収金の調定が二重に起票されているもの

し尿収集処理手数料の過年度未収金 8,210 円について、令和 3 年 4 月 1 日付で調定が二重に起票されているため、令和 3 年 10 月末現在の調定額累計が誤った状態となっている。

業務分担や事務執行の確認など、適切な執行管理体制を整えること。

○履行確認が不十分なもの

業務委託契約書で月ごとの業務完了報告書の提出を求めているが、予備監査時点で提出がされていなかった。

現在は、月ごとの業務完了報告書が提出されているため改善されてはいるが、他の契約も含め、契約書に定めた履行確認を確実にを行うこと。